

## 令和6年度 第2回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和6年5月10日(金) 午後3時00分から午後4時10分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (28人)  
会長 2番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

### 農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適否について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局           ただ今より、令和6年度第2回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長           (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局           この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長           それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長           それでは指名をさせていただきます。6番 藤井委員、7番 室山委員に議事録署名人をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長           遅刻の届は吉村委員、そして衣笠委員は30分ほど遅れるということです。

## (4) 連絡・報告事項

議 長           それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局           令和6年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長           続きまして、くらし農業に関する相談会について、相談が1件ありましたので秋山委員より報告をお願いします。

秋山推進委員   秋山です。報告します。相談者は〇〇〇〇さんで、相談内容は農地が〇〇〇〇の田んぼでこれまで〇〇〇〇さんと賃貸借契約を結び耕作してもらっていましたが、令和5年3月15日で満了となりまして更新をされませんでした。農地の条件は悪くないんですが、近隣の農家との人間関係が原因で更新しないということで、新しい耕作者を探したいと。この農地は中山間直接支払制度の対象地となっております。

相談に対する回答としてあっせん申込書を提出していただきました。今年度については〇〇の農用地管理組合で草刈り等の管理をしてもらえるということです。以上です。

議 長           はい、この件につきましては後ほど出ますので今は報告のみです。

## (5) 議 事

議 長           それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明を



議 長 この農地は誰が管理する、〇〇さんが作るってことか。

1 4 番 別荘地っていうんではないですけど、〇〇に来て。

議 長 実際には住んどならんだ、〇〇には。

1 4 番 そんな時だけ寝泊まりしとる。

議 長 それで例えば水路なんかの掃除とかは出ならんかいな。

1 4 番 出ならん。区費も払っとんならんけ、そんなんでも来てもらっても困るでっていうのは農業委員会の隣の部署にはちょっとした苦情を言っとるところですけども。古いところの家を買っておられるんだと思うけど、それをやっとなるんだったら区費を払ったりするようにしたらと思うけど。

議 長 はい、事務局。

事務局 この3条申請にあたりまして、用水路等の維持管理等は土地改良区の区域内の皆さんと除草作業等にも参加しますということで申請をされていますので、今後をご指導いただきながらやっていただければと思います。

1 4 番 なら、声を掛けていきます。

議 長 農事の組合長しとんなるか。

1 4 番 まだしとるです。

議 長 ならちょうどいいですから、この方に約束は守ってくださいよということで直接言ってみんなで協力してもらって。美田委員のほうから話をさせていただいて、これから仲良くやっていきましょうということでお願いします。  
その他、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、ただ今の議案第6号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたします。

#### **議案第7号 国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適否について**

議 長 続きまして議案第7号 国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適否について委員の皆さんにお諮りいたします。それでは事務局より説明してください。

事務局

そうしますと議案の第3ページをご覧くださいと思います。国有農地の売り払いに係る農地法3条の許可の適否についてです。この度、令和6年3月17日付けで中四国農政局長に対しまして普通財産売払の申請がございまして、今回国有農地を取得するにあたって3条許可が得られる方ですかと県から確認の依頼がございました。

次に4ページをご覧くださいと思います。申請者は〇〇〇〇〇〇〇番地の〇〇〇〇さんで、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番の畑、299㎡でございます。〇〇さんの経営状況でございますけれども約1町2反の経営面積で、それらは〇〇〇の〇〇や〇〇の田や畑になりますけど、書いてある790㎡こちらにつきましては1枚の田ですけれども唯一〇〇さんが持っておられる田んぼの中で〇〇〇にあるもので、自分では作らずに〇〇〇の方に貸されているという状況でございます。農地法3条の許可要件は充分満たしているのではないかと考えておりますが。

今回の申請にあたりましては、申請地周辺の田畑の耕作者がこの国有農地を買うことを承知していますか、という点がございまして。大体申請地の周りほとんど〇〇〇〇さんの田んぼです。唯一、申請地の南側が〇〇の〇〇さんという方が耕作している田んぼで、〇〇さんからは今回の国有農地を売払うことに関しては異存は一切ございません、というような申出も併せて提出をされております。

また4ページの備考欄に書いておりますが、近傍類似取引事例を記載しております。これは県が3条適否の確認と併せまして売買価格の参考とするために3つ以上の事例で情報提供をくださいということがございまして、書かせていただいております。令和5年度ちょうど〇〇地区の畑の売買が3件ございまして、反当3万円から14万2千円とちょっと幅があるんですけど平均すると76,887円となっております。先日県のほうから金額にばらつきが大きいということで何件か事例を加えて欲しいということで、令和3年と令和4年に同じく〇〇の畑が4件該当がございましたので合わせて計7件で算出したところ、87,078円というところで8万円前後となっております。以上でございます。

議 長 　　ただ今議案第7号について詳しく局長より説明がございました。これにつきまして質疑を求めますが、ございませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

#### 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 　　続きまして議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前11時30分より当番委員であります福井章人委員、秋山委員、内川局長、岩田主任と私の5人

で現地の調査に行っておりますので、代表して秋山委員より報告をお願いいたします。

秋山推進委員 報告させていただきます。〇〇〇〇の畑の件は問題がないことで確認しております。〇〇〇の件は農地復元の指示をしていましたが、中途半端だったので再度農地復元をするよう指示して、復元後に事務局で確認してもらい問題なければ許可するという事です。以上です。

議 長 ちょっと補足説明いたしますと、実は前もって岩田主任と一緒に見て指示をしておりましたけれども、数メートル幅で真砂があって駐車場に使っていた経過がございます。その真砂を畑のほうに広げて混ぜて耕耘しておいてくださいとしておったんですけれども、真砂は残したままで耕耘がしてあって真砂は畑のほうに撤去してなかったということで、これは一時保留にさせていただきたいということで、間に入っている不動産の事業所のほうに連絡をさせていただきました。再度きちっと畑の状態にさせていただければ、連絡していただければ事務局で見に行き確認した後に承認ということにさせていただきますという事で了解を取っております。そのように皆さんもご了解いただきたいと思います。この件につきまして皆さんのほうで質疑ございましたら。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第8号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

#### **議案第9号 農用地利用集積計画の決定について**

議 長 続きまして議案第9号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

9ページ番号1番から10ページ番号3番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、2 番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので9ページ番号1番から10ページ番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。申請番号1番、〇〇の3筆、8, 447㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他11ページの番号3番まで、合計いたしまして8筆、19, 737㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 それでは続きまして10ページ番号4番と5番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号4番、〇〇〇〇〇〇の5筆、5, 391㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他番号5番を、合計いたしまして8筆、9, 822㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今藤井委員の案件につきまして議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、11ページ番号6番は、8番 吉村委員に係る案件でございますので吉村委員の退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。申請番号6番、〇〇の1筆、1, 804㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今吉村委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)



議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、11ページ番号7番から12ページ番号9番は、16番 松本委員に係る案件でございますので松本委員の退席を求めます。

(松本委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。申請番号7番、〇〇の3筆、3,710㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他12ページの番号9番まで、合計いたしまして9筆、13,307㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今松本委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。松本委員の入場を求めます。

(松本委員 入場・着席)

議 長 松本委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。

続きまして、12ページ番号10番は、18番 原田委員に係る案件でございますので原田委員の退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 12ページでございます。申請番号10番、〇〇〇〇の1筆、3,555㎡

の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今原田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして12ページ番号11番から15ページ番号20番は、秋山推進委員に係る案件でございますので秋山委員の退席を求めます。

(秋山委員 退席)

議長 それでは事務局、説明してください。

事務局 12ページでございます。申請番号11番、〇〇の2筆、5,041㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他15ページの番号20番まで、合計いたしまして19筆、27,553㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。秋山委員の入場を求めます。

(秋山委員 入場・着席)

議 長 秋山委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして16ページ番号21番は、藤原推進委員に係る案件でございますので藤原委員の退席を求めます。

(藤原委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 16ページでございます。申請番号21番、〇〇の1筆、1,455㎡の水田の使用賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。藤原委員の入場を求めます。

(藤原委員 入場・着席)

議 長 藤原委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして16ページ番号22番から17ページ番号24番までは、小谷推進委員に係る案件でございますので小谷委員の退席を求めます。

(小谷委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 16ページでございます。申請番号22番、〇〇〇の1筆、597㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他17ページの番号24番まで、合計いたしまして3筆、1,380㎡の賃借権の設定でございます。

いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今小谷委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。小谷委員の入場を求めます。

(小谷委員 入場・着席)

議長 小谷委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続き全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は361,557㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから44ページまでの記載のとおりでございます。

補足ですが、30ページ申請番号61番、記載の土地改良区賦課金は久米ヶ原土地改良区ですけれども、10アールあたり4,850円です。31ページ申請番号66番、記載の土地改良区賦課金、関金土地改良区ですがこれは10アールあたり2,800円です。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、45ページから49ページ、記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 それでは全体につきまして皆さまの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、全員賛成でございますので議案第9号 農用地利用集積計画の決定については承認といたします。

#### 議案第10号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 　　続きまして議案第10号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたします。事務局、説明してください。

事務局 　　52ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、52ページの番号1番から13番まで、合計で13筆、24,397㎡の水田、畑でございます。促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、53ページから55ページに記載しております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 　　ただ今議案第10号について説明がございました。皆さまからの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第10号については承認といたします。以上で議事は終結といたします。

#### (6) その他

議 長 　　続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について及び(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、岩田主任より一緒をお願いします。

事務局 　　それでは別冊をご覧いただきたいと思います。まず2ページ(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書でございます。2アール未満の農業用施設に供するものでございまして、届出者、届出地等は記載のとおりでございます。次に3ページの農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございますが、倉吉市建設課の発注工事に伴う一時転用で請負業者と転用期間、届出地はそれぞれ記載のとおりでございます。以上です。

議 長 　　続きまして(3)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 　　はい、4ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は9件ありました。1番目から説明させていただいた

と思います。

まず1番目ですけど、相談者が所有者の○である○○○○さんで○○○の水田であります。相談内容は売買、使用貸借ということであります。

5ページ、2番目は相談者が○○○○さんで○○の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

6ページ、3番目は相談者が○○○○さんで○○の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

7ページ、4番目は相談者は今回の農業に関する相談会に来庁された○○○さんで○○○○○の水田であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということであります。

8ページ、5番目は相談者は相続の届出からの提出である○○○○さんで、○○○の畑であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。

9ページ、6番目は相談者は、相続の届出からの提出である○○○さんで、○○○の水田であります。相談内容は売買ということであります。

10ページ、7番目は相談者は○○○○さんで、○○、○○○の水田であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。

12ページ、8番目は相談者は、相談者の○が所有者の○○である○○○さんで○○の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

13ページ、9番目は相談者は○○○○さんで、相談内容はネギを賃貸借、使用貸借により作付け面積を増やしたい。○○辺りの農地で、2反を希望しているとのことでした。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひいたします。

議 長                    それではじっくりいきましょうか。まず、○○○の○○さんの件につきまして、これは衣笠委員。○○に抜けるところでないかいな、県道沿いかな。

15番                    はい。

議 長                    田んぼとしてはええところだけど、何も作ってないかいな今は。

15番                    今はとりあえずシルバーさんに頼んだりしたりして。

議 長                    管理はしとんなるだ。地元だけ、ちょっとまああっせん委員になってくださいな。ええかえ。

15番                    はい。

議 長                    続いて○○、これは福井章人委員さんな。

5番                      2番目と3番目、8番目は○○さんをお願いします。

議 長                    もう話しとんなるだ、よろしくお願ひします。○○○○の農業委員しとんなる○○の○○さんという方に頼んでいるということでございます。

続きまして7ページ○○さん。これは○○○○、近いところに1人おられますね、原田委員さん。

- 1 8 番           これ、早速動きまして畜産農家が牧草を作ったりするということで、3年計画で利用権設定をしてもらうように話がつきましたので報告します。
- 議 長           畜産農家は誰ですか。
- 1 8 番           〇〇〇〇さんです。水稻もやっておられます。
- 議 長           良かったな、近くで。はい、ありがとうございます。続きまして〇〇〇の、これどこになる〇〇〇の。
- 1 5 番           〇〇になります。
- 議 長           なら上の通りだな、県道の〇〇〇〇〇だな。これは、〇〇〇になるか。衣笠委員さんお願いします。
- 1 5 番           はい。
- 議 長           それからこれは〇〇〇、小谷委員さんだな。よろしくをお願いします。  
次は〇〇〇、河野さん。これは前に〇〇のほうは出たことがあるんだけど、前作とった人が去年から放棄しちゃったです。一番下流で水が来んでいけんということでね。今は草ぼうぼうになってしまっています。それで近くの隣の人にも聞いたけど、よう作らんなってという回答が来てました。
- 1 7 番           〇〇〇の住宅の横の分も3枚は結局水が来んで、その時も結局使用貸借で〇〇さんに牧草を作ってもらってました。あそこは水が来んです。
- 議 長           これどこらへんになるかいな。この交差点はどこかな。
- 1 7 番           〇〇へ抜ける道の住宅のかたまりの横です。
- 議 長           〇〇〇の土場で機械置いてあるあんなんの上か、ここは水が来んだ。いつもケンカしよる、日にちごとに順番決めてやれやって言ったけど言うこと聞かんだ。
- 1 7 番           取り合いです。
- 議 長           〇〇〇〇の入り口、大変なところだここは。続きましては、8番はいいですね、次は9番ネギを作りたい。どこだかなかったでしたっけ、最近ね。
- 1 6 番           5番のところがええでないかって。
- 議 長           〇さんのか。ちょっと遠いかもしれんな、ここは黒ボクだけ白ネギにはええけど。まあちょっと話してみてな、この方に。〇〇〇、吉村委員。
- 1 5 番           〇〇〇〇〇〇〇から〇〇に行く道のところですよ。

議 長 話はしたけど遠いで、いけんってことだそうです。でもそんな贅沢言っとつたらあらへんでな。なかなか〇〇地区でないよ。松本委員、〇〇〇の上の〇〇にな、〇〇〇〇が所有しとる田んぼがあるだろうが、あれどうなっとる。

1 6 番 誰か作ってるわ。

議 長 誰だかに作ってもらうって言っとったけど。

1 5 番 作ったような跡はある。

議 長 〇〇の上の。

1 6 番 あの辺で空いてる田んぼはなかったわ。

議 長 山下委員どうかな、〇〇だけあたってみてあげてくださいな。それでは、あっせん活動の報告についてお願いします。まず始めは早田委員。

1 9 番 報告させていただきます。〇〇の字〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇については隣り合った土地でして、竹林が横にあって日照が悪く作物ができにくい状況にあるということ。以前は認定農業者の方をお願いして3年間は耕作をしてもらっていたんですが、そういうような状況があって再度お願いしたんですけどもちょっとだめだということでした。

それと〇〇〇の〇〇〇については谷合の水田で面積も狭小でございまして、耕作道も狭く本当に日照も悪いのでできない状況です。とりあえず依頼者はトラクターを持っておられて耕耘はされておりました。今後耕作者を探してはいきますが、自身での耕作も考えて欲しいと伝えました。

〇〇〇〇〇の〇〇〇㎡ですが、これは〇〇〇改良区の末端に位置しております。これまで近所の方が牧草を作っておられたんですが、辞められたということでした。先月の農業委員会の後に山協会長と〇〇〇改良区の松本理事長と3人で現地を見ました。法面等が長く、実面積が半分くらいかなというところがございます。隣接する耕作者に声を掛けてもらいましたが、いい返事はいただけなかったということで帰っております。このことを相談者に伝えて、とりあえず了解はいただきました。

議 長 はい、2番目の山協賢治委員。

山協推進委員 この方は売買ということで出ておまして、この携帯電話とお家のほうに連絡させてもらったんですけど、なかなか出られないということで。ちょっと何回も電話しすぎると怪しい人かなという感じを受けられたのかもしれないけれど。家の電話でかけたら向こうからかかってきたということで、まあ電話番号を見て地元の人かなと思われたのかなということ。今後もそういったことがあるかなと思います。

この〇〇さんの田んぼは去年は〇〇の〇〇〇が作っておりまして、なぜかわかりませんが契約が去年の12月で終わってしまっていて、今回売買で出たということで。地元の〇〇地区の方に個人的にお話をさせてもらったり、農事組合長を通じてこういった話があるということをお話をさせてもらっていますけれども、



今のところ希望される方がないということで。引き続きそういった話をつないでいきたいと思います。また連絡をとってどうなるかなと思いますけれども、売買となるとこのままにしたほうがいいのかわかりませんが、意向を聞いてみたいと思います。以上です。

議 長           それじゃあまた引き続いてお願いします。続きまして3番につきましては藤原委員にお願いします。

藤原推進委員   推進委員の藤原です。〇〇〇の方で3回電話をさせていただきました。田村委員とあっせん活動を行っております。圃場の状況であったり、前の耕作者の方も大変苦勞された圃場であるということで賃貸借は難しいということで交渉をさせていただきました。結果ですけれども、水田3つについては利用者が決定しております。畑2筆については利用者がなくて、近隣の耕作者がこれまでどおり草刈り、それから耕耘を実施して保全活動を継続していくということです。このことについては相談者に結果の報告をしております。以上です。

議 長           ありがとうございます。ええ具合に管理をしてもらえれば、なんとか荒廃農地にはならないということで。  
                  続きましては原田委員をお願いします。

1 8 番           原田です、報告します。〇〇さんにとりあえず会わないといけんということで、3回ほど訪ねて行ったんですけど車もないし、ずっと会えないし。連絡も着払いでという形なので会えない状況です。それでまあ、とりあえず近所の畜産農家や水稻をやっている方6人ほどにあたりましたが、いわく付きな方なかなか作る人がいないということで。本人に会いたいけど、会えない状況で行きましたのでもう少しあたってみようかと思っています。

議 長           気長にやってください。それでは次は田倉委員。

田倉推進委員   5番目の〇〇〇〇さんの畑です。現状を見ますと草が結構生えていて〇さんという方が6月まで借りておられますので、その後6月までに耕耘してきれいにするという話を〇〇さんが受けておられます。現状草が生えとるけど6月にはきれいになるよということで、次のページの7番の〇〇〇〇さんに案内しました。しかしながら〇〇さんの方が現地を見て考えましたけどちょっと遠慮しますという話でしたので、もう1人〇〇〇の〇〇〇〇さんというスイカ作っておられる方がいますので紹介しましたが、ちょっと考えさせておいてくれということで継続でしたいと思っております。以上です。

議 長           はい、引き続きお願いします。次、吉村委員。

8 番           8番 吉村です。この辺りは〇〇さんが作っておられる田んぼです。〇〇さんに相談しましたところ、快くでもなかったけど引き受けてもらいました。

議 長           どこの〇〇さん。

8 番           〇〇〇さんです。

議 長            わかりました。以上です。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長            ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後4時10分 閉 会 —